

南小国町「日本で最も美しい村」活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南小国町が加盟するNPO法人「日本で最も美しい村」連合に関連して、町内での美しい村づくりに関する取組みを推進することを目的に、予算の範囲内において、町内団体等が自主的に取組む清掃活動（以下「ボランティア清掃活動」という。）に係る経費に対する補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

2 南小国町「日本で最も美しい村」活動支援補助金（以下「補助金」という。）の交付の手續については、南小国町補助金等交付規則（平成19年南小国町規則第3号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 町内で活動する団体（5名以上）又は自治会（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 団体等の代表者が町内在住であること。
 - (3) 団体等の構成員の8割以上が、町内在住であること。
 - (4) 団体等のボランティア清掃活動が営利を目的としたものではないこと。
 - (5) ボランティア清掃活動を年間6回以上（概ね2ヶ月に1回以上）行う団体等であること。
 - (6) ボランティア清掃活動の範囲が、町内の道路、河川、公園その他の公共施設であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を行わない。
- (1) 申請者（団体の構成員を含む。以下この項において同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の場合。
 - (2) 申請者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団）又は暴力団員を利用している者の場合。
 - (3) 申請者が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不

当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している者の場合。

(5) 申請者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者の場合。

(6) 申請者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者の場合。

(7) その他、申請者への補助金の交付が、景観や環境を保護する観点等から、町の利益に反するおそれがありふさわしくないと町長が認めた場合。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 清掃用具購入費（ただし、備品となるものは除く。）

(2) ボランティア保険料

(3) 車の借上げ代

(4) 借上げた車や刈払い機等の燃料代

(5) その他町長が認める経費

2 補助金額は、前項に規定する補助対象経費の全額とし、10万円を上限額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、南小国町「日本で最も美しい村」活動支援補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) ボランティア清掃活動を行う場所の位置図

(2) 団体等の構成員名簿（第2号様式）

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して南小国町「日本で最も美しい村」活動支援補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 町長は、前項の決定を行う場合において必要があるときは、申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(実績報告書の提出)

第7条 交付決定者は、同一年度内のボランティア清掃活動を完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、南小国町「日本で最も美しい村」活動支援補助金実績報告書（第4号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内容及び支払金額が確認できる書類（領収書等）。
- (2) 活動状況が確認できる写真。
- (3) その他町長が必要と認める書類。

(補助金額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容の審査のうえ、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、南小国町「日本で最も美しい村」活動支援補助金交付確定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、南小国町「日本で最も美しい村」活動支援補助金交付請求書（第6号様式。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を概算払で受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、南小国町「日本で最も美しい村」活動支援補助金概算払申請書（第7号様式。以下「概算払申請書」という。）及び南小国町「日本で最も美しい村」活動支援補助金概算払請求書（第8号様式。以下「概算払請求書」という。）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による請求書又は前項の規定による概算払請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に決定した補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は、全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- 2 町長は、前項の規定により返還を命じるときは、期日を定めて南小国町「日本で最も

美しい村」活動支援補助金返還通知書（第9号様式）によりその返還を命じるものとする。

- 3 前項の規定により返還を命じられた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。